

○北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例

平成20年 9 月 4 日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定により、北上市議会議員（以下「議員」という。）に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 月額522,000円

副議長 月額437,000円

議員 月額401,000円

(平31条例1・一部改正)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 議長、副議長及び議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年条例第33号）別表第2による常勤の特別職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議長、副議長及び議員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期

が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散によりその職を離れた者についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6 箇月 100分の100

（2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

（3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

（4） 3 箇月未満 100分の30

（平21条例26・平22条例1・平23条例14・平25条例20・平26条例22・平28条例7・平28条例37・平30条例31・令3条例31・令4条例26・令5条例26・一部改正）

（支給方法）

- 第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、北上市の一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例及び北上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（平成20年北上市条例第36号）第1条の規定による改正前の北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の規定により支給された議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当は、この条例の規定により支給されたものとみなす。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平21条例14・追加)

- 4 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に100分の3の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(平22条例1・追加)

- 5 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における議員報酬（第5条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額を含む。）は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に100分の3の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(平23条例14・追加)

- 6 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における議員報酬（第5条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額を含む。）は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

(平24条例21・追加)

- 7 平成24年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

(平24条例35・追加)

附 則（平成21年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第26号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第35号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第22号）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年条例第31号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成31年条例第1号）

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第31号）

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和5年条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市

議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。